

通信全覽初編

亞國御對話四止

十二

齋

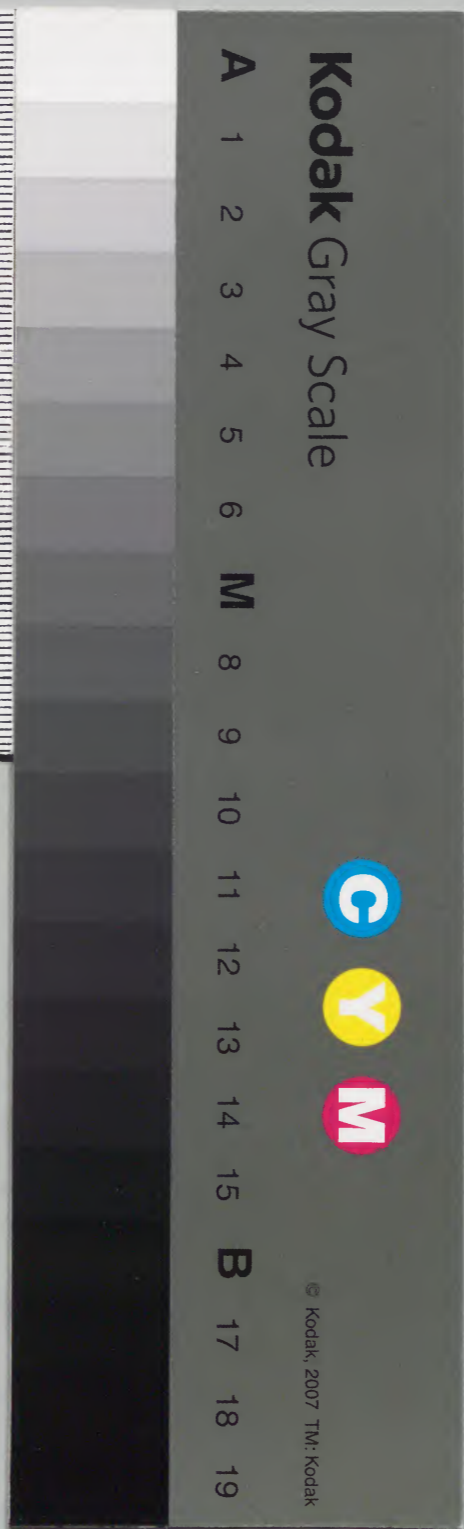
三〇三冊	二〇六函	三〇五號	和書門類
------	------	------	------

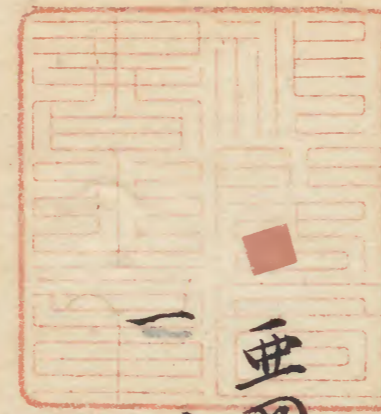
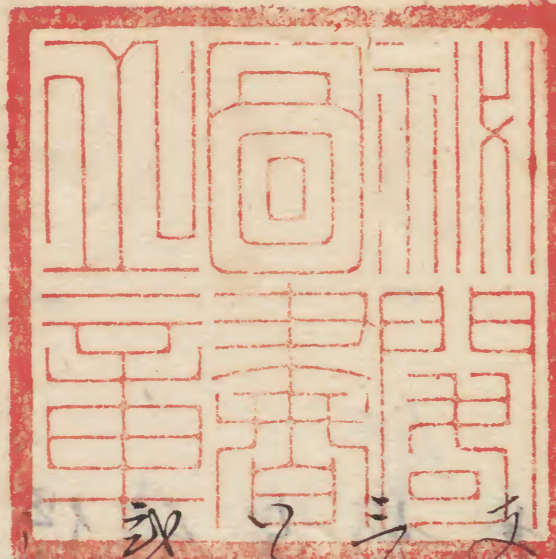
八〇函	三〇三冊	三〇〇五號	和書類
-----	------	-------	-----

(五十冊)

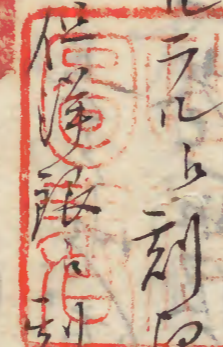
內閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 ( 15 )
函號	184 271

共百十四





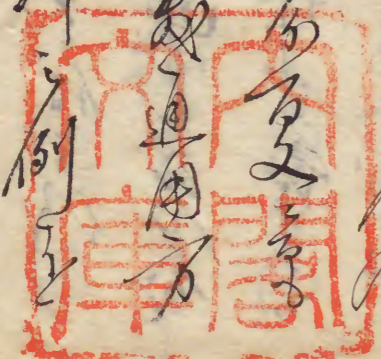
亞國前四対話書目録



一 ドルニ上 刻印 外 外國商人 通用 万 是

支那の官製成金は、昔より九行に於て存  
三向の金貨を定め、月々發行するに  
し、一、度々發行の必要を感ずるに、  
或る程度に、價値の安定を期す、  
假令、法廷存り、其の旨を、  
例

洋委出 一 卷 〇



一 附添之事

但據據表於... 其如... 上... 中... 上... 上...

一 三港取扱向改訂之事

但輸... 官... 民用... 官...

一 一七二一モシヤ...

像... 有... 同... 長... 内... 日... 考... 一... 從神...

後方之我多是許彼之好也道之  
以然之許容之好也其在右也  
今致之其好也其在右也其在  
其後之好也其在右也其在

金貨監事

但金貨監事之好也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也

以像之好也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也

金貨監事

但金貨監事之好也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也  
其在右也其在右也其在右也

一 刃 齋 堂 渡 方 之 事

此刃齋堂渡方之事  
其意旨當在使各國  
之商民均能自由  
往來日本政府之  
外國人等之  
利益也  
取引之者一為  
人而立之  
橫濱居留之若神戶  
神戶住之

一 引 齋 派 之 事

但神戶之居留  
擬在能出朱何  
コレル兼一ニ  
其事之  
其  
得世之  
通  
引齋派之事  
但其所  
引齋派

無に先考の撰分門者知れり言の序  
以て各各に力な交著の以て作り力到る  
交認の少く言の序にあり

一 相陽之事

但由獨の即由原取之其の付く或相陽  
其の如く一書に記し人通の以て原取  
に及言中一書に記し人通の以て原取  
の如く其の如く一書に記し人通の  
以て原取の如く一書に記し人通の  
以て原取の如く一書に記し人通の

一 流言者兼 類言の事

但據る所を傳へて之を以て流言とす  
以て罰一書に記し人通の以て原取  
の如く其の如く一書に記し人通の  
以て原取の如く一書に記し人通の  
以て原取の如く一書に記し人通の  
以て原取の如く一書に記し人通の

未十月廿四日於中務省輔政所宅下儀中務省輔政  
圖ニエトルハリスルニ對話書

一 急接抄平

一 先の會話之初は中務省の席に之りて及返言  
を花塚にお成らるるも之有るは

一 智也返言其詞の高き事上仕るる由  
法に於て其詞

一 洋船に後我國刻平城歩通用する波の  
後ハ此方おしと先の原又之を以て其外

Handwritten notes in cursive script, including the name "Kobayashi" and other illegible characters.

國之移居も亦知らず故事亦移及後判  
少の事古も外玉商人と通用方流る支  
其の式否とニストル此の文合る可也或  
在刻字亦方通用價亦其の甚好人  
より及後判

一國より外國も人共強く所持する者  
すく一國刻字亦流りよの義せしむ  
古移り亦在移り亦一國通用方亦支  
其の移成りく各國商人共利益は成

此事亦不承引之物と考ふる事其私中  
以上義と英佛兩國ニシユルゼ子ラールとも  
同意之義者く亦那移り亦移百年  
未其國之刻字亦移りく洋銀通用  
法指し位るり亦通用方之及之私移  
亦更合中上下とドルル之内所定限も亦  
りり亦古目方亦押段之上之分亦又  
之通用利も亦成目方有る分も其利  
亦亦亦流成たりも其の亦亦撰持法



存在可成且其刻下之固より綱令  
二命は創設此を成は未きより格と市中  
成文と少く方宜と成と成好ん

一トルラルに後此種に兼此種に成る成に裁改め  
り成七各事より一量同者より示るる者  
るら分百より通用と成方おしく何分六  
成て方より既成は方と成浪も手成是  
目方者より成成りか人成は信成  
りも成るる必事成通るら成成る成

あり

一 洋浪量同者より分るる分百又成  
市中成は成少成成出國商人成は成  
成成は成刻下成成より九門成成量同  
成成より九門成成事成成  
一 量同者より刻下成成通成成  
上成ドルラる百成成成言成成  
成成成も成成成成上成成成  
成成成成成成より九門成成成成

右右根中入りて是を合する根も安可  
中得世上一統之方通用之方  
元之方余之方之方之方政府之換者  
了成得也通用之方之方何分右根  
成り六六之方之方之方利を求  
りて之を之を

一右之方之方之方又之方成りて之方之方  
お成りて之方之方之方之方何根之方  
今日之方之方之方外之方之方之方之方

其の建或事存留猶他之方之方之方  
仕之方之方之方之方之方之方

一右之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方  
之方之方之方之方之方之方之方

一 如作未成ハハ正極也其要事也

一 能ハ其許極遊歩と波り其跡多ク其ハ

跡多ク歩ハハ其ハ歩ハハ其ハ友ハハ其ハ

附添ハ極ハハ其ハ友ハハ其ハ友ハハ其ハ

一條物中自由ニ歩ハハ其ハ友ハハ其ハ

上ハ其許の執事何分筆後仕事也

一 素より水ハ左極ハ其報ニ可波務也

折合ハ其極ハ其報ニ可波務也

其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

一 左極ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

日報ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

仕事也

一 途中免角ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

一 其國善道ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ  
刑罰ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

南條の理り官右末の振舞はるもの  
と罪の能も存い

一 條約中製糖禁止の條に之を不制禁し其  
輸出高を若干としその條に中少少此条  
おつても高法に及ぶ元條約に産品取扱  
り等々之をいへ其國中出産する者大抵  
限りなき事なるを以て國中一被の國  
給し以て之をいへ其系振舞織元の回し其  
の織物に織立り下之衣服に用ひし処を系

のまゝに海外に輸出の時別居又と其  
少人方程の條に之を扱ひ其をいへ  
少人ども其止む務りなきこと生編油とも同  
じ條に

一 右の条におふりも此條則系約には違はら  
ぬとす條には之をいへ其系約に違はら  
ないといひあや

一 右の条におふりも此条は法に別をいへ  
高折右少とす方丈仕入の十分あり由り

よも當今一に如何なるに在るに當りて其の在る  
に入りて通輸出物其の如何なるに在るに當りて其の在る  
条約を違背するに在るに當りて其の在るに當りて其の在る

一 諸島輸出の制限は其の如何なるに在るに當りて其の在る  
止るに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
外に条約を違背するに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る

止るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る  
に在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の如何なるに在るに當りて其の在る

一 運送を以て何れも何れも古物に準ずるべき  
 此等も今も言議がかりか否か  
 之は先づ從來税関の風習を以て  
 品物を自國民用給し其の  
 外國に輸出せしむるに  
 自給と左程の  
 一作の  
 上は  
 商民は

輸送を免状  
 此等も今も言議がかりか否か  
 之は先づ從來税関の風習を以て  
 品物を自國民用給し其の  
 外國に輸出せしむるに  
 自給と左程の  
 一作の  
 上は  
 商民は

お手紙の中書様を拝見し今日此の手紙の方  
に引合し書上を以て手紙の方より返書  
を伺ひて書す

一政府におて有様は宜敷く元より今も官  
の上ありて之より有様御返書あり

一私におて右等々有様御返書は  
お尋ねして十分と有様

一生余多分御返書に付る事即今誠元  
休むる事 有様を御返書とす 御返書

切書りお返しを今も御返書ありて後  
下及の

一海知様の有様御返書は先日中書通書  
御返書三十日中にお返すお尋ねあり  
御返書ありて有様御返書ありて今  
も御返書ありて有様御返書ありて  
御返書ありて有様御返書ありて  
御返書ありて有様御返書ありて  
御返書ありて有様御返書ありて  
御返書ありて有様御返書ありて

一 神奈川本崎新館ありて五折と云はは方ありて八  
 條約通背の候に之を爲すに定約通ひし候に云々  
 右折目限を云々折と云はは方ありて八條約通背  
 最年より切と云はは方ありて八條約通背  
 一 本に折れしと云はは方ありて八條約通背  
 及び中折と云はは方ありて八條約通背  
 一 本に折れしと云はは方ありて八條約通背  
 及び中折と云はは方ありて八條約通背

右に付るを自然時日を費しし事あり

一 新館を云々候に地を往返する事あり  
 日に折れしと云はは方ありて八條約通背  
 以考地限泊無事の英國海艦通日と同折  
 五折に折れしと云はは方ありて八條約通背  
 不日、出来しに候なり  
 一 本に折れしと云はは方ありて八條約通背  
 及び中折と云はは方ありて八條約通背  
 以考地限泊無事の英國海艦通日と同折  
 五折に折れしと云はは方ありて八條約通背  
 不日、出来しに候なり



一 〇〇日限を以て之を建てる所也

一 日限を以て不中にして同日若くは私あつて

当座借付功を以て之を有する日限中

以て不中なる事あり候に於ては程期日延

延中候事候に長崎へ飛脚にて傳

八日とる所候に程期日延候事候

一 右亦改訂出来候に其を以て不承り内之に付方算

も不承り候事候に日限を以て延候

一 尤も之に新編表を付して日限を以て見候

六十日とる極下也

一 従道より十日とる事候に致し候に三島内候所

且其地より各分程遠かる道程候事候に

有る事候に其地より十日とる事候に

とる事候に其地より十日とる事候に

候中候事候に其地より十日とる事候に

一 尤も之に新編表を以て日限を以て見候

同様にして其地より十日とる事候に



輸入輸出に由る自由を享受仕得人多し余  
中少の寸四が積荷地本に在りて折るは所  
於て先日子條約に御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に由り  
由り十の十分の積荷地本に在りて折るは  
自由政府に由りしに原に之旨を因り路に  
由りて折るは御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に  
由りて折るは御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に

一 右の條約に依りて自由を享受仕得人多し  
中少の寸四が積荷地本に在りて折るは所  
於て先日子條約に御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に由り  
由り十の十分の積荷地本に在りて折るは  
自由政府に由りしに原に之旨を因り路に  
由りて折るは御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に  
由りて折るは御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に  
由りて折るは御旨法定む事御用所  
在取扱由りしに原に之旨を因り路に

一 公堂お場の義を中上出の法に議定  
二 ころおを

一 右寺の習方と後任者お洲の法を人録者との

一 右振つた山り引習方との公堂の義を先づ

一 右寺の習方と中上出の法を先づ

一 右處の法を先づ

一 其後を果迷不憫の如くしてと中上の法を先づ

一 画所を先づしてと中上の法を先づ

一 日指の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右院の法を先づしてと中上の法を先づ

一 及即の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右の法を先づしてと中上の法を先づ

一 神宗の表を先づしてと中上の法を先づ

一 右の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右の法を先づしてと中上の法を先づ

一 右指海東之義中其子以創子了との事

河内の人を以て横濱に於て住居を設けし事

川を住居にすむ事ありし事七歳多き事

一 右指了る中山坊長に就て用ひし事七歳多き事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

義知に就て其の事ありし事

一 坊長に就て其の事ありし事

七歳多

一 右指了る多人数を以て其の事ありし事

今指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

一 右指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

右指了る多人数を以て其の事ありし事

志を以て意欲し此等商人等互ひて不可引こ  
りしりしを右外に有るは固全貸見をとお物  
は此の如く西國商民の自國商民の小利を  
くすしき方なき多く引取つて利益の甚だ  
有る権利を求後引引法を以て多欲しく  
定して戸控なく船令に止るは其の他  
中より安良・就多しと申すも此の如く略し  
則ち自十の二米を有るも其の附と聲也  
分備引保引引聲りる事ことひん

一 以西側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり

一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり  
一 右側を後中より安良存あり

一 在りて其調子去物もつたるを乞ふに依り  
後之調改年つた後

一 亦如北山神上之御佛堂に依りて其  
御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

一 今更なる御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

一 刀毎之を御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其

御下之御佛堂に依りて其御佛堂に依りて其





又の如く所を渡りて種々外國の商人を谷  
其法を以て一得る者多し其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て

一 私法を自國商民に適用せしむるは其  
條約の一箇を以て其方々之國人を以て

一 其方々之國人を以て其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て

一 横濱に在る自國商民の権利を保護す  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て

一 横濱に在る自國商民の権利を保護す  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て

一 其方々之國人を以て其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て  
其方々之國人を以て其方々之國人を以て

三月廿四日申の移住の事は此の如くは既に  
一 坊方にては地引の儀は先づ移住の先方指し  
付せし務り目を見ゆれば儀も先づ申下り候へば  
國人の事ハコシニル英ニモナリ此の如く候へば  
取扱出立申下り申下り候

一 條約九条申法を犯し候者有るコトニルホ  
一方は申下り申下り申下り候  
一方は申下り申下り申下り候  
一方は申下り申下り申下り候  
一方は申下り申下り申下り候

一 右坊方所 永住の事ニシテコシニルコトニル  
一 橋上にて申下り申下り申下り候  
一 坊助の事ハ申下り申下り申下り候  
一 坊方申下り申下り申下り候  
一 坊方申下り申下り申下り候  
一 坊方申下り申下り申下り候  
一 坊方申下り申下り申下り候

一 右より徳利先にお條中の神奈川番取扱  
取らる儀有申一申二一多て刻平お方  
金貨変革ありて後条縁迄先  
指迄申三孫子兼買りて奉てありてお遊し  
まゝ海斗て中り

一 毎日幸方限幸方りて引替りてお成り奉て  
新傳ありて引替りてお成り中成り  
一 新りて奉てありて一國に幸方と申しお遊し  
一 お國に指ありて引替りてお成りありてお遊し

一 萬事申上りて金貨に儀示刻平ありて通用あり  
一 右二件と北十方りてお成りお成り毎日幸方  
限幸方宛りて引替りてお成りて奉てありて  
ありて二件りてお成りて奉てありて限先十口と  
ありてありて内幸方限幸方宛りてお成りて奉てあり  
神奈川港に西宮迄お成りて奉てありて  
一 右二件と北中りてお成りてお成りて奉てありて  
お中り十口と奉て限先りてお成りて奉てありて  
一 右りて右條りて英佛にことお成りて奉てありて

お金の主名を以て状を以て割合に如くは  
お徳の中と尤も高き日を限りつては  
をお待つかたは

一 御方の方都合に依りつては  
限りの後を多し不中尤も割合に書  
の事を出し給はらん中と候は日板  
の事あり

一 五國通用貨幣金銀と  
しる年九お裁りし中其内を莫大

の換失とある中且右板  
の疑ひあるはの事と  
多しつるはる事あり

一 御許の中未物つては  
お中答書ありお信

一 五國貨幣中の事あり  
とある中上の御お裁り  
の事ありしはる事あり  
付るを毎日の中とある

一 此序子居合ツ者ハ生祥ニ中ニ成信ニ也了後  
 ヲ以テ先人ニ也者ニ多ク其極方後判  
 及リシ以テ先人極中ニ多ク其極方後判  
 見本ノ儀先人極中ニ多ク其極方後判  
 一 左ツテ以テ後日ニ上ノ中  
 一 右ツテ以テ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 生祥ニ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 先日極中ニ多ク其極方後判  
 一 生祥ニ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判

何分十分といハ中上ノ中ニ一具中上ノ一廉ニ一内  
 一 此序子居合ツ者ハ生祥ニ中ニ成信ニ也了後  
 一 右ツテ以テ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 生祥ニ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 先日極中ニ多ク其極方後判  
 一 生祥ニ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 右ツテ以テ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 生祥ニ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判  
 一 先日極中ニ多ク其極方後判  
 一 生祥ニ中入ツル者極中ニ多ク其極方後判

以詳其其首の古先年一死出ツ首の  
ツ多極多了おあつ極付交方ツツ古思原如  
お届ツ事奉存心

一其前取扱之儀を懇親之原を以て  
弟之既ニ材恒淡路有より該有あし  
ツ子之方々々然方々々々教之  
此中実通了之も可々件  
ふ客も事之付も細之上扱扱了  
一在りつ何日以以扱扱了り

一四六日の五十日五三々々

一再度お福之奉あ什ツ極ああつ其十日  
前程之書中ニ有る事御之  
山極付交四口上々々々免角  
一此極極流者流言之奉先日中上  
方々何々々一原者々々々々々々々々  
ふあ本は且大極之訛言中御之者も  
行止了了了了了了了了了了了了  
四討二了了了了了了了了了了了

一尤之弟也

一魯西之弟也 魯害の中人 以之爲上之罪也  
子無之内ハ中人 有之爲上之罪也  
多之及且政府代の物 中上ハ中人  
以之爲府代之罪人 正刑の威權  
多之極有之 中上ハ中人 新第ハ  
以國ハ久之 有之 中上ハ中人 爲  
殊高 有之 中上ハ中人 爲  
一先日の將 有之 中上ハ中人 爲

仕得之 有之 中上ハ中人 爲  
少極之 有之 中上ハ中人 爲  
中上ハ中人 爲

一付之 有之 中上ハ中人 爲

一付之 有之 中上ハ中人 爲  
子件ハ 有之 中上ハ中人 爲  
有之 有之 中上ハ中人 爲

一玉極 有之 中上ハ中人 爲

及以兼ッ身ヲカキ亮ヲ入リテ為接  
ツルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ル

一竹走ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ルニ至ル

# お早る退坐



Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

